

## 伝統的ものづくり地域の継承にむけた課題と可能性に関する研究～京都市西陣を例に～

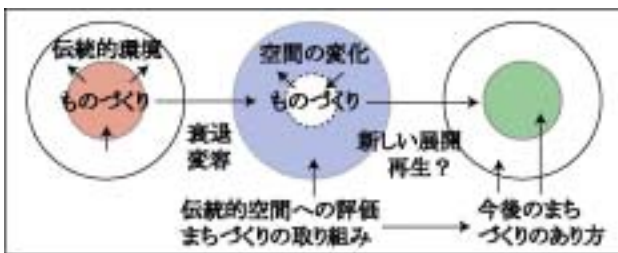
Potentials and challenges for succession to the quality of the traditional manufacturing area.

26151 吉井 礼

Although traditional manufacturing area in the city has been lost nowadays, it has an importance as a local industry and it's own attractions which have been formed along with the manufacture and the daily lives. As such characteristics are re-evaluated as resources of community development and urban-oriented industry, these two viewpoints -succession of the environment and revitalization of the industry - become more and more important. This study aims to clarify the features of the traditional manufacturing elements: the challenges in present urban planning systems to harmonize these points, through researches and conduct surveys on Sabae, Kiryu and Nishijin. The point is not only to make reality based use of the byelaws but to promote cooperative work between industrial measures and community development. It requires an lateral organization which enables partnership of a wide range of actors and flexible utilization of payout.

### 序章 はじめに

#### 0-1 研究の背景



伝統的なものづくりが行われてきた場所は、地域と産業の密接な結びつきが都市空間を形成し、そこでの日常的な活動が色濃く反映された魅力を持っている。伝統的ものづくりの衰退に伴い、このような都市空間が次第に失われていく中で、伝統的ものづくり空間への評価や、空間的ストックを活かしたまちづくりの取り組みがなされてきている(図1:研究背景の概念)。

しかし、それを単に空間的側面からのみの保全として考えたのでは、地域の営みと結びついた環境が継承されていくことは難しい。また、都市における創造的産業として伝統的ものづくりや都市型産業への着目がいわれているが、そのような産業が志向する空間の魅力は、明らかでない。

#### 0-2 用語の定義

本研究にいう「伝統的ものづくり地域」とは、「市街地の中のある区域において、伝統的なものづくり産業が集積して、その区域の特徴ある景観となっている」ことをいう。

#### 0-3 研究目的と研究方法

本研究の目的は、以下の3点である。

1. これまでの伝統的ものづくり地域を巡る背景や計画手法を把握した上で、伝統的ものづくり資源の意義と可能性について明らかにする。
2. 事例地域でのまちづくりの実態について明らかにする。
3. その上で、そういった取り組みの背景にある現在の状況と、伝統的ものづくりの変容過程に触れつつ、今後のものづくり資源を活かしたまちづくりのあり方について考察、提案を行う。

1については全国的なレビューを行い、伝統的ものづくりを取り巻く環境が近年大きく変容していることを示す。2、3については鯖江、桐生、西陣の事例を取り上げて、まちづくりの取り組みの中で、伝統的ものづくり資源の活用が模索されている状況に対して、以下の点から考察を加える。

- ①産業や経済状況の動向といった大きなトレンドに対応した、ま

ちづくり活動の実態

- ②そこにおける主体の役割と活動プロセス

- ③そのような活動の背景にある都市空間に対して、都市計画システムが影響を与えている要因

これにより、伝統的ものづくり環境を維持・再生させていくために不可欠な要素である産業の存立と、伝統的ものづくり空間を継承していくためのまちづくりのあり方について考察し、他の都市への適用を検討する。

#### 0-4 先行研究

伝統的ものづくり地域に対する計画のあり方という視点からは、東京のいわゆる住工混在地域を対象とした研究、特別工業地区に関する一連の研究がなされている。ただし、地場産業保護を目的とした規制緩和型の運用に着目して、事例分析をした研究はない。一方で、地場産業というまちの個性をいかした産業観光への取り組み事例を扱った研究もあるが、これらは観光を目的としたソフトなまちづくり活動の報告であり、都市での伝統的ものづくり空間の再生という目標に対して、内発的なまちづくり活動をどのように計画制度に反映させていくべきかが示されていない。

そこで、具体的な伝統的ものづくり地域を対象として、そこでの都市計画システムの運用実態と、現在なされている取り組みを俯瞰し、その両者を結び付けて論じる必要がある。

## 1章 伝統的ものづくりを取り巻く状況

### 1-1 伝統的ものづくりについて

本研究では、伝統的ものづくりとは「零細～中規模程度の企業が特定の集積して、伝統的な製品の製造や、伝統的な技術や素材をもとにした、付加価値の高い製品を製造している産業」で、全国に115都市あり、その立地要因と形成時期から5類型に分けることができる。

【伝統都市型】:京都、名古屋、博多、金沢、鎌倉など

歴史的な都市に立地し、伝統的な技術やデザインが継承されていて、付加価値の高い高級品を製造するもの。

【地方資源型】:米沢、結城、桐生、足利、松本、静岡など

労働力や材料を得やすい立地で、地方都市の繊維業や木工業があてはまる。

【都市近代型】:旭川、和泉、西脇、福山など

近代以降に都市内部で産地が発展した都市。消費地に近接した利便性を活かせる、都市の繊維業などがあてはまる。

【地方近代型】:水海道、飯能、田辺、高浜など

歴史的産地が拡大して成立した産地。または、近代以降の工業化の中で産地となった都市も含まれる。

**【環境立地型】:陶磁器産地**

陶磁器産地に固有のタイプで、本来は資源立地であるが、強い伝統性を持つ。ブランドと地域が一体となって発展したもの。

**1-2 伝統的ものづくりの都市計画制度における扱い**

ここでは主に用途地域制と特別工業地区の運用と制度変遷に関して、地場産業の扱いを中心にレビューした。

- ▶用途地域制: 先行研究を参照し、地場産業地域に多い準工業地域の変遷を見ると、もともと未指定地域として軽工業が混在していた地域で、現状の混在を追認する性格がある。
- ▶特別工業地区緩和型(42 地区)<sup>1)</sup>: 住居系用途地域において特定の業種の立地を緩和する。住環境保護のため作業床面積、原動機出力、構造等に制限をかける。

**2章 伝統的ものづくり資源について**

**2-1 伝統的ものづくりを巡る時代背景**

- ▶高度経済成長期: 伝統的ものづくりが大きく変容した時期。地方では全国規模の市場競争、労働力不足、機械化、新素材の登場などが生じた。大都市圏では、工場等制限法が制定された。
- ▶オイルショック期: 地域振興の時期。伝産法、HOPE 計画、「地場産業都市構想」など。
- ▶バブル期以降: 地域産業の高度化、ソフト化と都市型産業が進化した時期。東京都での特別工業地区廃止の動き。
- ▶ファッションタウン運動: 地域産業と地域コミュニティ、生活文化をいかにまちづくりを提唱する新しい動き。全国 24 都市で取り組みが行われている。

**2-2 伝統的ものづくりの空間像**

- ▶西陣のデザイン・サーヴェイ活動: 共同体としての空間に注目
  - ▶有田内山の伝建地区: 歴史的な価値の高いものづくり景観
  - ▶神戸市の「ファッション都市」: 1972 年から、ものづくり都市を都市イメージの目標に掲げ、さまざまな事業を実施している。
- 例) 職人大学、「くつのまち ながた」、北野工場のまち

▶景観条例<sup>2)</sup>: 1 章で抽出した都市では 34 / 115 都市で景観条例が制定されている。うち 6 都市で「伝統的ものづくり」についての記述がある。瀬戸市では、地場産品である陶磁器が伝統的な景観形成要素として用いられており、これが条例に位置づけられている。



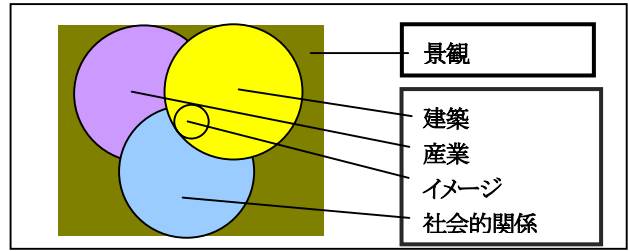
写真 1: 瀬戸市の窯垣

**2-3 小結**

伝統的ものづくり資源の要素は以下のようにまとめることができる(図 2: 伝統的ものづくり資源の整理)。

- ▶技術: 地域に蓄積された無形の技術、伝統的産品、そこから発展的に生じる、現代的価値や技術転用
- ▶社会的関係: 社会的分業やそこから生まれる地域的コミュニティ
- ▶建築: 近代化遺産、工場、倉庫、住居など
- ▶イメージ: 地域に固有のイメージアビリティ

▶景観: 資源としての技術、社会的関係、建築、イメージが総合的に空間として表出しているもの



つまり伝統的ものづくり資源は、その地域で歴史的に形成、継承されてきた社会的関係性、建築、技術、イメージ、環境の総体としての景観に代表される質であり、いったん失われてしまうと回復することが困難なストックであるといえる。

**3章 伝統的ものづくり資源を活かしたまちづくりの取り組み**

**3-1 はじめに**

【伝統都市型】から京都市西陣、【地方資源型】から鯖江市河和田と桐生に着目した。事例に共通する特徴は、

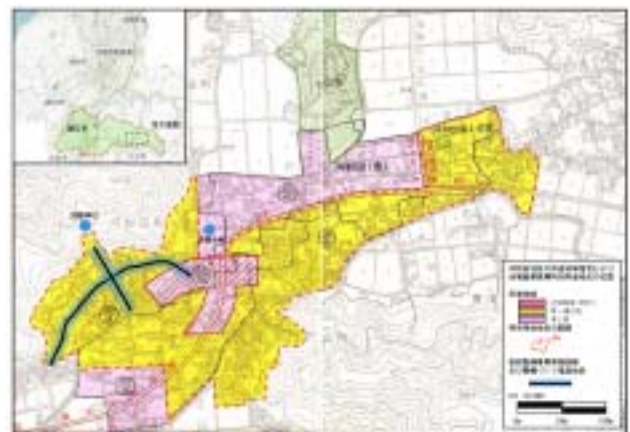
- ①産地の歴史が古く、特別工業地区が指定されている。
  - ②伝統的ものづくり資源によるまちづくりが行われている。
- であり、ここから都市計画による規制・緩和が、伝統的ものづくり資源に与えた影響、について分析するためである。

**3-2 鯖江市河和田における取り組み**

鯖江のものづくり資源は、3つの地場産業、河和田の伝統的な漆器生産技術と生産様式にある。これを活かして「うるしの里づくり」という目標のもと、特別用途地区や修景へと取り組みが広がってきた、伝統的ものづくり地域の再編の事例である。

**1) 鯖江市河和田の概要**

- ・越前漆器の産地で、鯖江を含む嶺北地域での漆器(業務用プラスチック漆器)生産は全国シェアの 8 割を占める。
- ・住宅に併設された工場での家内制工業が特徴。河和田地区には近隣商業、第1種住居地域の指定がされている。



**2) ファッションタウンの推進**

93 年に国土庁のファッションタウン (FT) モデル事業選定を受け、ファッションタウン課(都市企画グループと FT 推進グループ)を設立した。鯖江の3つのものづくり(眼鏡、漆器、繊維)を中心に、「まち」「くらし」へと拡大していく独自の FT づくりを目標とした。

図 3

河和田地区での特別用途地区および街路整備



▶「地場産業振興特別用途地区」の指定

▶個性的な産業の風景づくり

景観条例にもとづき、河和田地区に「景観づくり推進地区」を指定。新築等に際して「景観づくり基準」に適合するものに、市が補助を行う。同時に地区の街路整備事業を実施している。

### 3) 事業者の参加

▶うるしの里づくり推進協議会:河和田におけるFT事業の推進主体として、事業者と市民により設立された。漆器生産者による「軒下工房」(20軒)、漆器問屋による「漆のれん会」(19店)の活動が生まれ、それぞれがまちあるき地図を作成している。

### 4) 取り組みプロセスのまとめ

#### ①ものづくりとまちづくりの融合という目標像

産業政策と都市政策とを結びつける行政組織と、伝統的のものづくり環境を景観条例の中に位置づけることで評価し、地域づくり活動と結びつけている。

#### ②社会的関係性の再編

従来の漆器生産者と問屋といった役割関係から、消費者との直接的な交流を通じて、産業観光や修景活動につながる新たな展開の可能性が生じている。

#### ③伝統的のものづくりへの計画手法の運用

特別用途地区の指定により、伝統的な生産様式から、大型機械の導入など、伝統的のものづくりが高度化していくのに対応するとともに、地域の性格を明確にすることができる。

## 3-3 桐生における取り組み

桐生のものづくり資源は、繊維業関連のいくつかの重要な歴史的建造物だけでなく、市内に約 260 棟が残る「のこぎり屋根工場」である。これらの活用への取り組みと成功が、市民による「本町まちづくりの会」や商工会組織である「ファッションタウン桐生推進協議会」の参加を促して、伝統的のものづくりの新しい展開を見せ始めている事例である。

### 1) 桐生の概要

- ・桐生織の産地で、現在の人口は 11.5 万人。
- ・製造業に占める繊維関連産業の割合は出荷額ベースで 16.6%と依然として重要だが、近年の衰退が著しい。
- ・市街化区域の中でも準工地域が 38.2% (約 1,131ha) と高く、これは織物業が「織屋」といわれる併用住宅で行われていて、住工混在していたことによる。

### 2) 行政による一貫性のあるストック活用の成功

▶近代化遺産拠点都市宣言

1990-91 年文化庁が実施した全国近代化遺産調査以降、市によるストック活用への取り組みが注目されるきっかけとなった。

→例) 有鄰館:もと醸造蔵を市民活動のための多目的ホールに転用。1992 年有鄰館運営委員会(教育委員会と市民)が発足して、管理運営を行っている。



▶オリジンスタジオ  
のこぎり屋根工場を活用したもの。桐生市工房推進協議会が市補助金により実施した事業の 1 つで、1991 年からアーティストのアトリエとして利用されている(写真 2)。

### 3) 活動主体の広がりネットワーク化

▶本一・本二まちづくりの会

2000 年に設立された非営利組織で、地区住民、市民、地元大学関係者が参加している。まちうち再生総合支援事業(群馬県)の受け皿となり、市と協働しながら、店舗再生事業に取り組んできたほか、まち歩きマップの作成や道路改修に際しての住民ワークショップ主催といった活動を行っている。

▶無鄰館

まちづくりの会設立の中心人物である北川氏(建築家)が、所有していたのこぎり屋根工場を「アーティストファクトリー」として再生したもの。現在 7 人のアーティストが仕事場として利用している。

▶ファッションタウン桐生推進協議会

ファッションタウン(FT)の事業実施団体として 1997 年に設立された商工組織。従来さまざまな団体がばらばらにイベントを行ってきたが、それらを統一して「ファッションウィーク」として実施することで集客力が増し、さらに運営委員会を中心とした組織間ネットワークができた。また、桐生の個性あるまちなみ風景を市民から募集し、表彰を行う「わがまち風景賞」を運営している。



図 4  
桐生でのものづくり資源活用事例の分布

### 4) 取り組みプロセスのまとめ

#### ①明確な目標像と事業の集中的な実施

ストック活用による文化振興、FT という目標像をたてるとともに、具体的な事業実施を一気に行い、成功例をつくることで、一般市民にまで、近代化遺産都市というイメージが浸透した。

#### ②中心となる組織の存在

その目標像のもとで FT 推進協議会が行政、市民活動、商工事業者、外部の市民といった多くの主体をつなぐ役割を果たしている。

#### ③より広いまちづくりへの展開

ストック活用の意識が浸透したことで、街路や景観といったより身近で広いテーマに関心を持ち、取り組みがはじまっている。

## 3-4 京都市西陣における取り組み

西陣のものづくり資源は、「織屋建」といわれる伝統的な職住一致の住居と、西陣という地域の持つブランド性である。近年の地域の変容によって、伝統的のものづくり資源を活用した新たな産業の受容が行われたことで、伝統的のものづくりそのものが形骸化してきている事例である。

1) 西陣の概要

・京都市の北西部、上京区の大部分と北区の一部にまたがる範囲<sup>iv</sup>で、面積約 7ha、人口 9 万人弱。

2) 西陣町家倶楽部ネットワークの取り組み

ボランティアの住民団体で、1999 年 7 月に発足した。当初は個人間の情報ネットワークであったが、「仲人システム」<sup>v</sup>による空町家の活用の反響が大きく、現在までに 130 件あまりの「お見合い」が成立している。町家に入居したアーティストの合同作品展「アートイン西陣」の開催、西陣織工業組合の主催による「夢まつり」での公開工房への参加を行っている。これらの活動は中心メンバーとボランティアにより成り立っており、時間をかけて醸成された個人的人間関係に基づいているため、地縁的コミュニティの強い西陣にあって、新しい人間関係を生み出した。

3) 伝統的ものづくりの新しい取り組み

▶織成館と須佐命舎

西陣織をはじめとする手織物の常設展、体験工房、工場見学施設と、文化イベント向けホール。西陣大黒町の大手織元で



ある、株式会社渡文が運営する。これに合わせて、大黒町では、渡文と住民自治組織である「西陣まちづくり委員会」によって「大黒町まちづくり協定」が結ばれ、街路整備が行われた。

写真 3 織成館内観

▶西陣「IT路地(ろうじ)」整備事業

NPO 法人京都西陣町家スタジオ、NTT 西日本(西陣支所:登録文化財)の支援と協働してインキュベート・ルームを開設した。22 件の応募があり入居企業 9 社が 2003 年 8 月に決定。入居条件として「IT(情報技術)関連分野で、特色あるビジネスプランを持ち、新技術・新商品・新サービス等の研究開発またはこれに準じる事業活動を行う。(略)入居から 3 年以内に本施設から独立・移転して、西陣地域の空き町家など府内で事業を行う予定をお持ちの方。」とされている。

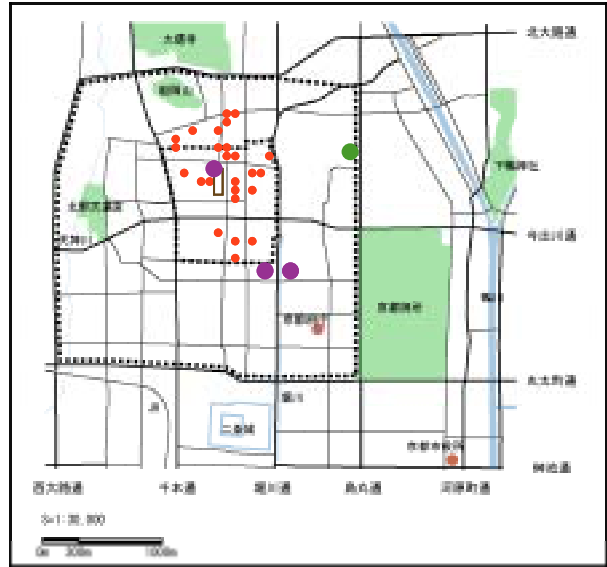


図 5 西陣の範囲と、まちづくり活動の展開

4) 新しい産業の受容

▶西陣 SOHO づくり推進プロジェクト

町家倶楽部がプロデュースする形で、京都府商工部の「西陣 SOHO プロジェクト」の第 1 号である「SOHO 支援町家 藤森寮」が実現した(2003 年 9 月)。

3-5 小結

以上の事例から、伝統的ものづくり資源を活用したまちづくりを整理すると、そのキーとなる要因として次の点をあげることができ

	鯖江		
伝統的ものづくり産地の類型している状況	漆器(越前漆器)、眼鏡	桐生織	西陣織
主な用途地域と市街地における位置づけ	準工業、第1種住居、近隣商業 近隣商業、戸建住宅と混在 「くらし」、「まち」と調和する 「地場産業」の発展	準工業、第1種住居、近隣商業 商業、他の工業、戸建住宅と混在 「住工複合地」 適切な住み分けの誘導	準工業、近隣商業、商業 路線型商業、集合住宅、戸建住宅と混在 「伝統産業地区」 職住共存のまちの再構築
用途地域	近隣商業、第1種住居 1963年～	第1種住居 1963年～	準工業、第1種住居
特別用途地区	地場産業振興特別用途地区	(実効性はない)	特別工業地区(1種・2種)
共通の課題	伝統的産業の衰退、変容 住工混在の市街地		
固有の課題	併用住宅での建替が困難	ストックの喪失、中心商店街の衰退	住宅・空地の増加、小ストックの喪失
まちづくりの取り組み	行政によるファッションタウンの推進 特別用途地区の導入 うるしの里づくり推進協議会 事業者組織、景観整備事業	行政によるストック再生・活用 まちづくりの会の活動 桐生ファッションウィーク、わがまち 景観賞など市民活動	西陣IT路地、西陣SOHOプロジェクト 空町家の仲介(町家倶楽部) まちづくり委員会によるイベント (西陣わっしょい、アートin西陣) 織成館
伝統的ものづくり資源の活用	技術的関係イメージ	プラスチック漆器への展開、観光 軒下工房、漆のれん会、併用住居	産業観光、デジタル工房 町家の流動化
	景観	漆器のふるさと 景観条例、修景	近代化遺産 「織都」 美観地区、界わい景観整備地区
まちづくり活動の主体	うるしの里づくり協議会 (行政、事業者、住民) 行政(ファッションタウン課)	桐生FT推進協議会 (商工会、住民、行政) 本町まちづくりの会(住民) 行政	自治会、まちづくり委員会(旧住民) 西陣町家倶楽部(新住民と外部市民) 景観・まちづくりセンター(行政) 企業(大手織元) 京都府など行政
キーワード	FT、行政の強力なリーダーシップ 事業者による取り組み 地場産材の活用	保全活用のタイミング、目標像 市民活動への展開 プラットホーム組織	新産業としてのSOHO、アート 町家、西陣というブランド 新規住民の受容

表 1 事例地域における取り組みのまとめ



- 1) 伝統的技術、産業ストックの位置づけをきちんとしながら、現代的な展開や要求に合った活用を考える。
  - 2) 市民、事業者の参加と、行政とが協働するための共通目標像、プラットフォーム組織が機能している。
- さらに新たな課題としては
- 3) ものづくり資源を形成してきた伝統的な生産、生活様式(職住共存)を継承し、魅力あるものにしていくか。
  - 4) 新しい産業の動向と伝統的ものづくりをどう調和させていくかという点があげられる。

#### 4 章 西陣における伝統的ものづくり環境の変容過程

本章では、京都市西陣を対象に伝統的ものづくり環境の変容過程を追い、現在の取り組みが今後発展していく上での課題を考察する。

##### 4-1 現在の状況

###### 1) 都市マスタープランにおける位置づけ

西陣地域は「京都を代表する伝統産業地区」に位置づけられ、「居住環境を整備し職住の共存を図りながら、伝統産業及びその関連産業の振興・充実に努める」としている。

###### 2) 都市計画制度

- ▶用途地域：幹線道路沿いで商業地域、近隣商業地域となっている。街区内部では準工業地域が大部分を占める。
- ▶西陣特別工業地区：「伝統的工艺品産業である西陣織の製造に係る産業の利便の増進を図ることを目的」としている。第1種地区は準工業地域にかかり、150 m<sup>2</sup>以上の作業場と、特定の業種を規制している。
- ▶高度地区：用途地域と連動して、市街地の大部分に環境と景観の保全の観点から絶対高さ制限が導入されている。
- ▶美観地区：96年に第2種(31ha)と第4種(315ha)が指定された。
- ▶千両ヶ辻界わい景観整備地区(2001年、約37ha)：景観整備の目標として、1. 地域の特色ある景観を維持又は増進すること。2. 地場産業の振興により形成されたまちづくりや家づくりの知恵と作法を評価し、町並み景観づくりに活かすこと等があげられ、建築物等の位置、規模、形態の規制と新築等に際しての補助金制度と連動している。

##### 4-2 西陣機業を取り巻く状況の変化

###### 1) 西陣機業の特徴

###### ▶職住一体の生産

これは流行に左右されやすい多品種少量の生産に適している。一つの地域に織物関連業が集積し、その内部で社会的分業がされていることが、西陣らしさだったといえる。

###### ▶織屋の形態

- ① 自己工場(内機)だけで生産をおこなっている織屋
- ② 出機<sup>vi</sup>(賃機)のみで生産をおこなっている織屋
- ③ 自己工場(内機)と出機の併用による生産を行う織屋

###### ▶社会的分業

生産工程が細分化され、各工程を独自の専門業者が担っている。外面的には相互依存的な社会関係を形成しているが、内面では出来高制で、景気によって左右される不安定な関係といえる。

###### 2) 状況の変化

高度経済成長期以降、現在まで継続している2つの動向は、以

下のようにまとめることができる。

- ① 織元が西陣から離れていく過程が、伝統的な職住共存の変容に大きく影響してきた。
- ② 織元の動向は、高度経済成長期以降、一貫して出機が進んできたこと、営業空間の必要性が増大し、オフィス空間化したこと(生活の離脱)、バブル期の地価高騰ともなまって不動産業等に進出したこと(生業の離脱)であり、建築レベルでも職住共存が損なわれてきた。

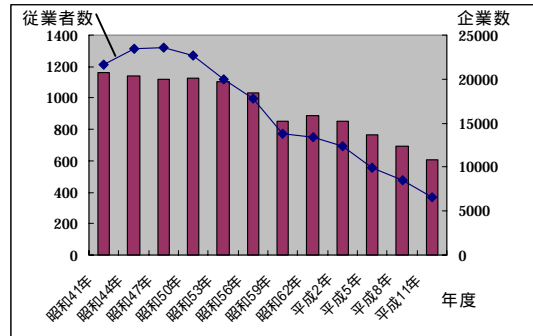


表 2  
西陣  
機業  
動向

##### 4-3 土地利用の変化

次に、具体的な地区(乾隆学区周辺地区)を対象として、現在の土地利用と土地利用変化について調べた。

- ▶生産工場の縮小→大規模な空地が発生→ミニ開発の発生
- ▶集合住宅が増加し、幹線道路沿いでは14階程度である。
- ▶ビル化、セットバックによる駐車場設置が増加した。
- ▶街区内部では、敷地規模の大きい機業が継続。反対に零細な機業では廃業が目立つ。
- ▶地区の街路構成には目立った変化はない。



(左)

(右) 図7: 現況土地利用

図6: 1979年と2003年の変化の例

#### 終章 ものづくり資源を活かしたまちづくりにむけて

##### 5-1 現在の取り組みと現状からの課題点

###### 課題1: 伝統的ものづくりの継承

- ▶西陣機業の衰退→産業観光という新たな動き
- ▶土地利用面からの保護の必要性

###### 課題2: 新しい産業の受容

▶空町家の建替えシステムの必要性

SOHO、アートといった新しい産業の受け皿としてのストックは有限であり、既存不適格となっているものが多い。

▶「見合い」システムへの支援

これは不動産事業とは異なり、時間をかけて信頼関係を醸成するもので、現在の補助金行政のあり方とはなじまない。

課題 3: 職住共存の衰退

今後とも西陣機業にとって厳しい状況が続けば、住環境を悪化させる開発が生じる恐れがある。既に相当程度に居住地域化が進んでいる状況をふまえれば、敷地の細分化や、周辺スケールからかけ離れた大規模マンション開発は、地域全体の利益の面から好ましくない。

課題 4: 各個に行われている活動

まちづくりに対して、多様な主体が関与している現状は一定の評価ができるが、それらは独自のクラスターを形成し、地域の零細機業主や外部資本マンションの住民が関与しにくい。

5-2 西陣への提案

以上の課題を踏まえたうえで、今後の西陣の伝統的ものづくり資産を活かしたまちづくりに対して、提案を行う。

提案1: 組織のネットワーク化

西陣地域に活動範囲を限定して、各活動主体を横につないでいくプラットフォーム組織が必要となる。これにより、以下の目的を達することができる。

- ▶主体をつなぐ: 新住民の参加を促し、現在は各主体でばらばらな目標を共有する。そのためには、マンション住民や周辺の住民にも開かれた身近な公共空間が必要であり、歴史的ストックである寺院や小学校跡地の活用を図ることが考えられる。
- ▶新住民の受け入れ: 今後、SOHO の事業者が増えてくる場合、インキュベーション施設(府、企業)→職住の場である町家の仲介(町家倶楽部)→地域コミュニティである学区自治会をつなぎ、さらに行政も参加して地域的課題に対処できるようにする。

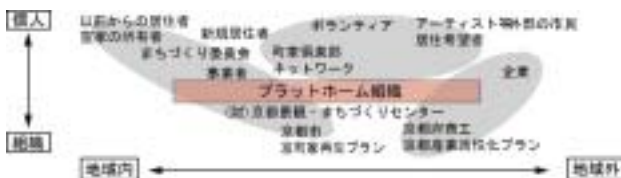


図 8 西陣におけるプラットフォーム組織の提案

提案2: 新旧産業を調和させる計画システム(特別用途地区)

現行の特別用途地区(第 1 種)は居住環境保護の観点から存続させ、西陣機業を積極的に保護する観点から、街区内部での作業場に関する規定を撤廃し、代わりに防音・防振のための構造規定を設ける「地場産業保護特別用途地区」を設定する。

また、SOHO やアーティストが今後集積していく上で、その周辺関連産業の立地を促進し、また町家以外の SOHO のあり方としてもマンションの1階レベルを活用する。方向性としては、路線型に高容積(600%)がかかっている千本、今出川通り沿道における、SOHO 関連施設の付置を義務づける。

提案 3: 職住共存の環境を継承する計画システム(地区計画)

敷地の最低限度を規定することで、大規模敷地の細分化を防

止する。同時に壁面線位置の指定によって、美観地区にいわれている連続的な軒のつながりを担保する。

5-3 ものづくり資源を活かすまちづくりに向けて

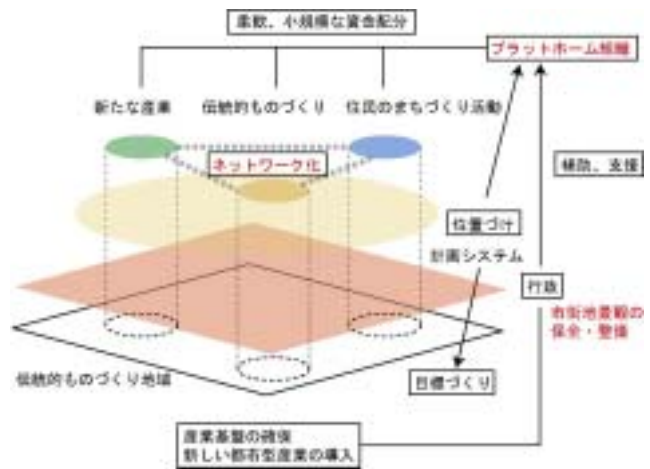
以上から、ものづくり資源のもつ地域性を考えたとき、それを活かしていく方策として次のような点があげられる。

1. 伝統的ものづくり資源を活かす際の経済性を考慮する

良いストックが形成されてきたのも、それが失われつつあるのも、産業の動向から受ける影響が大きいため、伝統的ものづくり環境を成り立たせる産業を積極的に保護する計画手法の運用と、補助金制度のより柔軟かつ小規模配分を行う。

2. 関与する主体の多様性を結びつける

地域に属した活動をする組織と、それらを結びつけるものとしてのプラットフォーム組織があることで、活動の各ステージに応じた柔軟な支援や幅広い市民参加を可能にする。



3. 産業により培われてきた環境の総体としての景観

伝統的ものづくりによって培われた物的な景観だけでなく、職と住とが共存している魅力を継承していくような、地域の目標像を設定し共有することが重要であり、それを計画手法の中に位置づけていくことが求められる。

◆補注

- i 中小企業庁「全国の産地」(平成 14 年度版)を利用した。
- ii 都市計画年報により、特別工業地区建築条例を有する自治体をリストアップし、「全国条例データベース」と電話ヒアリングで条例内容を確認。
- iii 国土交通省都市・地域整備局「都市景観施策に関する実態調査」(2002 年 7 月)を利用した。
- iv 一般的には東は烏丸通り、北は北大路通り、南は丸太町通り、西は西大路通りに囲まれた地域を指す。
- v 町家に住みたい人と大家さんを「仲介」し、貸し手が借り手を選ぶこと。これにより、貸し手のリスクへの不安を減らし、双方が満足する賃貸が成り立つとともに、入居後の交流が生まれている。
- vi 織機を自己所有せず、製品の対価に一定の賃金を受ける。自己所有の織機(内機)を用い、自社の工場で生産するものが「織元」といわれる。

◆主要参考文献

- ・伊藤正昭(1997):「地域産業論」,学文社。
  - ・青山吉隆(2002):「職住共存の都心再生」,学芸出版社。
  - ・中出文平(1990):「特別用途地区及び地区計画制度を通してみた用途制限の問題点」,都市計画論文集 25, 505-510。
  - ・藤井祥子他(1999):「建築条例の側面から見た特別用途地区の活用可能性に関する考察」,都市計画論文集 34, 787-792。
- \*事例ごとの資料は省略した。